

## ケニアにおいて 有害な文化的慣習に抗する少女と学校の関わり

澤村 信 英  
(大阪大学大学院人間科学研究科)  
倍賞 佑 里  
(元大阪大学人間科学部学士課程)

### 1. はじめに

初等教育の完全普及(普遍化)は、「ダカール行動枠組み」や「ミレニアム開発目標」にあるように、国際社会共通の課題であり、2015年を目標達成年としている。これまで、初等教育の量的な拡大、就学率の向上という点では一定の成果を収めている。しかし、この進捗状況が報告される『EFAグローバル・モニタリング・レポート』2010年版(UNESCO 2010)では、その副題(疎外された人々へ届く教育へ: Reaching the Marginalized)にあるように、その目標を達成するためには、困難な状況にある子ども(vulnerable children)への就学機会の確保が重要な論点になってくる。

児童が不就学に陥る理由は、学習環境などの教育を提供する側の問題だけでなく、子どもの家庭や子どもを取り巻く社会環境に起因することが多い。伝統的なコミュニティにおける相互扶助の喪失や都市化によるコミュニティ自体の崩壊など、子どもは直接的に社会の影響を受けるようになる一方で、多くの低所得国では子どもを保護する社会保障制度が機能していない。逆に、伝統的なコミュニティの存在とそこで受け継がれている文化的儀礼、慣習が子どもの権利を侵害している場合もある。その典型例が女性性器切除(Female Genital Mutilation: FGM)のような暴力的行為であり、本研究の対象とする少女たちが直面し

ている問題である。FGMは女子割礼(female circumcision)と同義であるが、割礼は文化的に肯定的な価値を含み、その有害性を包み隠す可能性があるため、最近ではその行為を直接的に表現したFGMという用語が使用されている。

特別なニーズを持つ子どもに配慮した教育の実施は、初等教育の完全普及に向け、ケニアをはじめとしたアフリカ諸国において、喫緊の課題となっている。そこでしばしば引用されるのが、1994年にスペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において提唱された「インクルーシブ教育」の概念であり、同会議で採択された「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み(Salamanca Statement on Principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action)」(以下、サラマンカ宣言)である。このサラマンカ宣言に限れば、インクルーシブ教育は通常学校に特別な教育ニーズのある子どもを受け入れることが主題となっているが、現在のユネスコを中心としたインクルーシブ教育の考え方は、教育システム全体を多様な学習者のニーズに対応させる方向へと変容している(黒田2010)。

サラマンカ宣言にある特別なニーズ教育の対象としては、その行動の枠組みにあるように「これは障害児や英才児、ストリー

トチルドレンや労働している子ども、人里離れた地域あるいは遊牧民の子ども、言語的、民族的あるいは文化的マイノリティの子ども、ならびにその他の不利な状況にあるもしくは周縁化された土地、集団の子どもを含むものである」(序章第3項)と明記されている。本研究の対象としている伝統的文化、なかでも有害な文化的慣習にさらされる子どもたちも含まれることになる。

ケニアにおいて、困難な状況にある子どもとして、児童労働や孤児、HIVエイズと教育などに関する研究は行われているが(例えば、Suda 1997; Shorter & Onyavcha 1999; Ruto et al. 2009)、このような子どもと学校との関わりや学校が子どもを保護する機能に関心を寄せ、それを学校の役割として積極的に評価しようとした研究は少ない(例えば、Sawamura & Sifuna 2008; 澤村・伊元 2009)。FGMを根絶しようとする活動は、ワールド・ビジョンなどの国際NGOや国連人口基金の協力により行われ、そのような伝統的慣習に直面する子どもを保護し、就学を支援する団体は少なくないものの、教育研究者の関心が向けられることは、あまりなかった。

本研究の目的は、このような伝統的に行われてきたFGMや早婚、強制婚というような子どもの権利を無視した伝統(有害な文化的慣習)に向き合う少女と小学校の関わりを明らかにすることである。彼女たちの継続的な就学を支え、可能にするものは何なのだろうか。学校は子どもの困難な状況をどのように改善できるのであろうか。

まず、ケニアにおける「有害な文化的慣習」に関する法的な根拠を確認し、FGMが実践されている現状を具体的に見ていく(第2節)。次に、調査対象地域、対象者および調査方法を提示し(第3節)、調査結果から彼女たちの就学を支える事象を明らかにする(第4節)。最後に、有害な文化的慣習に向き合う少女と小学校の関わりを考察する

(第5節)。

## 2. 伝統的社会と有害な文化的慣習

伝統的な文化的慣習は、民族によって営々と引き継がれてきたものであり、一般に積極的に後世に受け継がれるべきものである。本研究で取り上げる伝統的慣習は、いくつかの民族の中で重要な文化儀礼として伝わっているものである。外部者による特定の文化に対する批判は慎重であるべきであるが、ケニアでFGMを子どもに施術することは、明らかな違法行為である。

しかし、FGMが法律で禁止されたのは、それほど古いことではなく、2001年末の「子ども法(The Children Act)」(第14条および第20条)が施行されてからである(法文では「女子割礼(female circumcision)」としている)。罰則もあり、FGMを18歳未満の子どもに強要すると、1年以下の禁固刑、または5万シリング(約600ドル)以下の罰金、あるいはその両者が科せられる(Republic of Kenya 2001)。ただし、成人後に自己の自由意思で行うことまでは禁止していない。

国家開発計画『ケニア・ビジョン2030』(2008～2030年)では、児童労働と共にFGMを典型的な「悪習(retrogressive practices)」(Republic of Kenya 2007, p. 14)として取り上げ、これを根絶することを求めている。また、ケニア共和国憲法(2010年改正)第53条第1項においては、子どもの権利として、(b)号で無償・義務基礎教育が謳われており、(d)号ではさらに、全ての子どもは虐待、ネグレクト、有害な文化的慣習、あらゆる形態の暴力、非人道的な扱い、体罰、危険かつ搾取的労働から保護されることが定められている(Republic of Kenya 2010)。

FGMが慣習になっている民族は、ケニアにおいては、ソマリ、キシイ、クリア、マ

サイであるが、カレンジン、メルの人びとの間でも一般的である。人口保健調査(2008-09年)によれば、「女子割礼」を受けている女性の割合は、年齢が上がるほど増え、逆に教育歴が高くなるほど下がるが、15歳から19歳の女性の14.6%が「割礼」を受けている(KNBS & ICF Macro 2010, p. 265)。これは民族により大きく異なるので、平均値の意味はあまりなく、マサイの女性(15~49歳)に限れば、その割合は73.2%とかなり高い(Ibid.)。小学校高学年に在籍する生徒がちょうどその対象年齢になる。

マサイの女性は、伝統的に父から未来の夫への贈呈品とみなされ、しばしば早い年齢で婚約し、幼少から理想的な妻になれるよう育てられる(Saitoti & Bechwith 1988)。FGMの儀礼を通過すると、結婚可能な女性として扱われ、妊娠をすれば(結婚とは別に)、小学校は自動的に退学させられる。本研究で対象としている学校教育が比較的普及している地域では、男子が優先的に就学する傾向はほとんど確認されないが、高学年の女子がこのような理由から男子より中途退学の可能性が高いのは事実である。

伝統的な生活を送るマサイの人びとの教育に対する意識は、ホランドによる研究がある(Holland 1996)。女子教育に反対する理由として、女子が一度教育を受けると、若い女性は親と伝統を忘れて、年長者の決定を重んじなくなってしまうという意見が多く挙げられている。これらの親は、教育を受けた女子が結婚相手を自分で選ぶようになることを、年長者への軽視として非常に悪いことだとみなしている。また、教育にお金を費やしても、その後女子は他地域の男性と結婚して家を出て行ってしまうので、娘の教育は、親たちの利益にはならないという理由もある。

女子生徒にとってのFGMに対する考え方は、高橋(2003)が2000-01年にナロック

県の小学校(生徒の9割以上がマサイ)で行っている。「女子割礼」に関する生徒の意識調査では、3年から8年までの女子24名のうち、賛成17人、反対5人、わからない2人という返答であった(275頁)。「割礼は危険であるから」(同頁)という少数意見もあったが、賛成の理由として「マサイの女性として一人前になるためには必要なものであるから」(同頁)という考え方を持っている。この儀礼によって、彼女たちは初めて、結婚できる切符を手に入れることができるのである。女子生徒たちは、「割礼は、喜んで受け入れる。なぜなら、私たちの伝統的文化だから」(282頁)と笑顔で答えている。

しかし、これらのホランドや高橋の調査結果も、現在の少女を取り巻く状況とはかなり異なる可能性が高い。小学校の新カリキュラムの導入が2003年から始まり、子どもの権利が学習内容に含まれるようになった。例えば、社会科では、2年生で子どもの保護と権利、虐待の種類などについて学ぶ(Ministry of Education, Science and Technology 2002, p. 77)。子ども法によりFGMを行うことが違法であると規定されたこと、NGOによる撲滅運動の効果や学校教育の普及に伴い、比較的外部との交通のの良い地域に住むマサイの人びとは、数十年前より耕作を行い、すでに近代化を受け入れている。この背景には、干ばつが頻繁に起こり、土地の私有化により自由に放牧できる場所も少なくなり、伝統的な生活はもはや送れないという現実もある。

ただし、マサイの人びとがすべてこのような生活を送っているわけではなく、今も伝統的な生活を守っている人びとの間では、法律上の規定とは別に、FGMがこれまでどおり行われている。ナロック北部県(Narok North District)子ども局(District Children's Office, Ministry of Gender, Children and Social Development)では、子どもの虐待、例えば育児放棄や児童労働

などの月別、ケース別のデータを集めており、その数は毎月およそ 180 ～ 200 件にのぼる。その大半は 6 歳以降の学齢期にある子どもたちであり、同県の 6 ～ 17 歳人口は 73,622 人（2008 年）と推定されていることからすると（Office of the Prime Minister and Ministry of State for Planning, National Development and Vision 2030 2009, p. 17）、年間延べ 2000 件を超えるケースは、決して少なくない数である。

有害な文化的慣習の結果や原因である FGM、チャイルド・マザー（16 歳以下で強制的に結婚させられ妊娠、出産する）、早婚のケースは、表 1 のとおりである。一般に FGM は小学校が休暇になる 12 月に行われることが多いが（伝統的慣習も学校歴に合わせ、子どもの負担を小さくする努力をしている）、そのことがこの資料からもわかる。この数値は県子ども局へ報告のあったごく限られたケースであるので、その実態はこれよりはるかに多いと考えるのが適当であろう。

### 3. 調査対象地域と調査方法

#### (1) 対象地域

調査対象地域のナロック北部県およびその周辺地域は、伝統的に牛、ヤギなどの牧畜で生計を立てているマサイの居住地域である。現在では、この地域に住む多くの人びとは定住し、メイズなどを耕作し、子どもは学校へ通っている。初等教育純就学率（2007 年）により、ナロック県（北部と南部の分割前）（男 83%、女 73%）を全国平

均（男 94%、女 89%）と比較すると、絶対的な就学率が低いことに加え、男女間格差がより顕著であることがわかる（Ministry of Education 2009, p. 113）。もう一方のナロック南部県は、マサイマラ国立保護区を含むタンザニア国境までに及ぶ広範な地域であり、より伝統的な生活様式を維持するマサイの人びとが少なくない。

学校教育の普及とキリスト教の浸透に伴い、伝統的慣習は変容しているが、10 歳代半ばの女性が出産、結婚するケースは今も普通に見られる。結婚後に出産するのではなく、出産することで女性として認められ、はじめて結婚できる場合もある。年配者の第二夫人になることを父親が画策し、小学校の寮で生活する娘を強制的に連れ戻そうとする例もある。このように、女生徒の結婚妊娠等による中途退学は、この地域の多くの小学校で起こっている。男性の社会的地位が高く、コミュニティの意志決定の場で女性が参加し自らの意見を述べることは、教育を受けた女性にとっても難しいことである。

#### (2) 対象施設

本研究においては、有害な文化的慣習と小学校のかかわりを探索するため、次の 2 施設を調査の対象とした。

##### ・ A 女子保護施設

この保護施設は、ナロック北部県の県庁所在地であるナロック・タウンにある。同施設は、地域社会組織（Community-Based Organization: CBO）として、コミュニティ

表 1 有害な文化的慣習に類するケース数（ナロック北部県）

カテゴリー \ 年月	2009 年 12 月	2010 年 7 月
女性性器切除 (FGM)	18	5
チャイルド・マザー	10	11
早婚	20	12

(出所) ナロック北部県子ども局資料

と深く関わる中で少女の保護活動を行っている。女子児童の権利として FGM や早婚、強制婚を拒むことができることを地域の教会に出向き、少女たちに講演を行うなどの啓発活動をしている。小学校の教師、教会関係者によって少女たちは保護され、読み書きや保健衛生、HIV エイズ対策についての教育も受けている。学期中は小学校や中等学校の寮で生活をし、長期休暇中には施設内に戻る。調査時点での入所児童 79 人のうち、小学校で 44 人、中等学校で 35 人が学んでいる。

#### ・ B 小学校

この小学校は A 女子保護施設から数 km ほど離れた場所にある。地域で最も歴史のある小学校であり、1939 年に設立されている。生徒数、約 800 人の大規模校であり、寄宿寮も併設されている。同校は 8 年次修了時に受験する国家統一試験 (Kenya Certificate of Primary Education: KCPE) の成績も良好であり、142 校中第 9 位 (2009 年)、公立校としては最上位に位置する学校である (ナロック北部県教育局資料)。視覚などに障害を持つ子どもを受け入れるための特殊ユニットを有し、専任の教員もいる恵まれた学校でもある。同校を調査対象とする理由は、A 女子保護施設に収容された多くの少女が入寮し、就学しているためである。

### (3) 調査方法

調査はグループインタビューを中心とし、その対象は A 女子保護施設に収容され、その後 B 小学校で寮生活を送る高学年に在籍する 6 名の少女である (表 2)。通常、小学校入学は 6 歳であるので、1～2 年入学が遅れていることにある (留年はしていない)。B 小学校の教室において、2010 年 9 月の放課後、1 時間程度話しを聞いた。保護施設を知ったきっかけや学校での生活、将来の夢などの質問を投げかけ、各人に自由に発言してもらった。入所した時期が 12 月であるのは、FGM が学校の長期休暇中に行われ、それに合わせて NGO が保護活動をするためである。補足的に、教師や行政官に事実関係の確認を併せて行った。

少女 J と M は、入所時期は違うが、同郷でありかつ学年も同じであるため、非常に仲が良く、今回のグループインタビューに対して中心的な役割を果たした。少女 F も J と M とは近隣の地区の出身であり、CBO が活動する地区がある程度限定されていることから、このようなことが起こる。少女 F の母親だけはキクユであるが、他の少女は両親ともマサイである。

グループインタビュー法により、個別インタビューでは得られない、奥深くかつ幅広い情報を引き出すことを試みた。結果として、次節で引用する具体的な発言は、ほとんど少女 J と M のものになっているが、その場の様子からその発言には他の少女た

表 2 インタビュー対象少女の学年、年齢、保護された時期など

少女	学年	年齢	出身	入所日	B 校転入日 (学年)
J	7 年	15 歳	ナロック北部県	2006 年 12 月	2007 年 1 月 (4 年)
M	7 年	15 歳	ナロック北部県	2008 年 12 月	2009 年 1 月 (6 年)
F	6 年	13 歳	ナロック北部県	2006 年 12 月	2007 年 1 月 (3 年)
N	7 年	15 歳	ナロック南部県	2006 年 12 月	2007 年 1 月 (4 年)
T	7 年	14 歳	ナロック北部県	2008 年 12 月	2009 年 1 月 (6 年)
S	6 年	14 歳	ナロック北部県	2009 年 12 月	2010 年 1 月 (5 年)

ちも同意している様子が見て取れた。また、いずれの少女もB小学校に転入してからすでに2年～4年が経過しており、彼女たち自身の辛い経験を含め、時に楽しそうに話してくれた。

有害な文化的慣習にさらされた経験をもつ女子生徒から、学校に対する意識や彼女らなりの就学の意味づけを直接聞き取るとは、本研究の根幹を成すものである。これらの青年期にある子どもは、単なる被害者ではなく、自らの考えに基づき行動を起こせる存在でもあり、彼女らの声を丁寧に直接聞き取るとは、本研究の目的を達成するために重要になる。

#### 4. 調査結果

生徒たちへのインタビュー結果を分析すると、有害な文化的慣習と小学校との関わりについて、大きく分けて次の3つの事象が彼女たちを継続的に就学させることに有効に働いており、結果として各人の自己実現や生活改善につながっていると考えられる。

##### (1) 少女自身の強い意志と努力

さまざまな外部からの働きかけや支援があったにしても、最後に行動を起こしたのは少女たち自身である。親と決別し、住み慣れた土地を離れるには、強い意志が必要であり、そのことは次の話からよくわかる。

家族が恋しいよ。会えないのはさみしいわ。だから学校を卒業したら家に帰るわ。でもそれまでは帰れない。(少女J)

私たちは教育を受けて、私たちの身に何が起こっていたのか、どんな状況にいたか知ることができたわ。すべてを知ることができたわ。私たちは教育の

おかげで(人生の選択に)成功しているのよ。(少女M)

しかし、彼女たちにしても、自らのコミュニティを完全に捨てたわけではなく、将来的に故郷に帰ることも望んでいる。自分を守るため、家族と離れ、教育を受けることを選択し、さらに上級の学校への進学を果たすため日々努力をしているのである。

学校で学ぶことにより、知識を得て、中等学校、できれば大学も卒業し、パイロット、医師、看護師、弁護士、ツアーガイドになりたいという話題が出た。教育は人々の知識を増やし、社会的な能力を身につけることができる。彼女たちにとっては、結婚する前に人間的に成熟する期間を確保でき、伝統的な考え方にとらわれず、自らの意思で人生を切り開くことができる。

##### (2) 少女の就学を支援する外部者による行動

強い意志を持つ少女たちにとっても、外部からの働きかけや支援がなければ、自らの就学を継続することはできない。保護されるきっかけとなる教会で行われた「セレモニー」への出席と保護施設まで行った経験、NGO関係者との出会いについて、次のように話してくれた。

教会で行われていたセミナーに出席したわ。そこで早婚を拒否することができる権利があることを教えてもらったの。100人くらいの女の子たちが集まっていた。そこで女子保護施設のことを知ったのよ。教会の前には「セレモニー」って書かれていて、中で何をやっているかは内緒だった。親には内容を言っていないわ。もし言ったら、絶対行くことを許してくれなかっただろうし・・・だから親をだましたの。(中略)家を出て、保護施設に行こうと決

心した日の夜、教会に行ったわ。教会の人に保護してもらった。そこから5時間マツツ[乗合ワゴンバス]に乗って、女子保護施設に着いたわ。(少女J)

もしアグネス [CBO 関係者] に会っていなければ、今頃、私たちも他の友だちのように子どもができていたわ。両親は女の子が割礼を受ければ結婚できると信じているから。(少女M)

女性のマサイ社会における役割は、文化的、伝統的に確立され、教育を受けた女性であっても、コミュニティの活動の場にあつては、父あるいは夫につつましく従順的であろうとする傾向にある。現在、女性の社会参加が外部的に促進され、FGM 廃絶運動、女性の能力開発を支援し、教育や保健分野などの社会開発事業が展開されるようになってきている。それでも、少女たちの村の教会関係者や小学校の教師、保護施設の職員などの外部者が少女たちの人権を守ろうとしない限り、彼女たちには、父親の決定に従う以外の選択肢はもてない。

伝統的なコミュニティで行われる有害な文化的慣習に飲み込まれ、外の世界から取り残されていた少女たちが、実の父母、家族、コミュニティを一時的にあるにしろ捨ててまでも就学し続ける道を選んだ動機は、学校教育のもつ可能性だろう。マサイのコミュニティに根強く残る慣習から、少女たちは就学機会を逃すばかりか、自らが選択していない人生を歩むことになる。少女は自身の人権を守るため、外部者による支援を受けながら自らの確固とした意思で保護施設を訪れている。

### (3) 少女自身による文化的慣習の相対化

学校は子どもの権利を擁護してくれ、安全・安心な場所であると共に、教育を受けることにより、親とは異なる、近代的な価

値観を持つようになる。そして、社会において自分たちの置かれている状況を客観的に確認できる場所となっている。今回のグループインタビューをリードしてくれた少女Mは、次のように話している。

私の両親はどっちもマサイだけど、〈本物〉じゃないわ。マニヤッタ [伝統的家屋] に住んでいないもの。それに、彼ら [〈本物〉のマサイ] の言葉をすべては理解できないもの。私たちは伝統的な生活をして、マニヤッタに住んでいるマサイが本物のマサイだと思っているわ。私たちは少し違う。今では町も開発されていて、みんな普通の家に住んでいるし・・・。(少女M)

もし割礼 [FGM] の儀式を終える前に妊娠したら、子どもは汚れた血を持つことになるって言い伝えられている。私もあそこ (村) にいたら、今頃は結婚して子どももいると思うわ。村の友達がそうだから。(少女M)

自分と〈本物〉のマサイとを明確に区別する、そのはっきりとした口調は、同じ民族内であったとしても、自らの立ち位置をあらためて見出したかのようであった。少女たちは自身のことを冗談で「セミモダンマサイ」と言って笑っていた。教育を受けることで自文化を相対化することができるようになったのである。また、FGM や早婚のような有害な文化的慣習を阻止しようとする姿勢が芽生え、伝統的な考え方にとられない合理的な判断が可能となっている。

このようなことが可能になったのは、都市部のB小学校に転校してきたからかもしれない。伝統的なコミュニティに包含されたような遠隔地の小学校の場合、子どもたちにそのような考え方が芽生えるのは限定的であろうし、小学校への (伝統的志向の

強い) 保護者の参加度が高まれば高まるほど、逆に子どもの権利が保障されにくくなるという状況が生み出される。したがって、すべての小学校がこのような自文化の相対化を促進する存在でないことには注意しなければならない。

## 5. 考察—有害な文化的慣習に向き合う少女と学校—

### (1) 少女にとっての有害な文化的慣習からの自由と就学

伝統的社会には、本来、子どもを保護する機能が備わっていることも多いが、それが現代の社会的文脈において、その一部の慣習が時代に合わず、子どもの権利を侵害している場合がある。マサイの少女たちにとって、外部者がFGMと呼称する割礼の行為は、成人への通過儀礼であり、それを経験することによって結婚できる一人前の女性としての一步を踏み出すことになる。マサイの伝統的社会では、女性は男性の従属物、あるいは女性より家畜のほうが価値があるとされるほど、女性の自己決定権は極めて少ない。しかし、女性が男性と同様に、徐々に学校へ通い、教育を受け、知識を得て、そして世界観を広げるなかで、自分たちに与えられている権利を知るようになる。

少女は学校教育を受けることで自文化を客観視することができるようになり、両親とは違う価値観を持つようになっていた。学校教育は他民族との協調など、社会性を習得することを可能にしている。そして、少女たちは自分たちがマサイという伝統的社会の中で生きていたことを客観的事実として理解し、同時に近代的社会として機能しているアフリカ諸国や世界の国々の文化や社会を知り、その上で自分たちの将来の可能性や夢を持ち、自己実現していくのである。

### (2) 少女の支援を行う外部者と学校の連携

伝統的な志向に飲み込まれていた少女たちに、子どもの権利の存在や外の世界との違いを気付かせたのはコミュニティ以外から来た外部者である。そして、有害な文化的慣習から少女を保護する施設の運営はNGOやCBOにより行われているが、小学校教師や教会関係者とも積極的に連携している。継続的に教育費用を負担し、彼女たちの生活と就学を支えるために息の長い活動を行っている。これは外部者であるからこそ有効な介入ができることでもある。

本来であれば、ケニア政府に国民を守る義務があるが、脆弱な財政や行政能力、社会保障機能が十分とは言えない現状では、NGO等が中心となり行われる子どもの保護活動は、重要な役割を担っている。また、コミュニティの中で生活をする小学校教師は、少女たちにとって一番近い頼りになる存在であり、助けを求める窓口になることが多い。例えば、そのような場合、教師は本来の職務とは別に、命がけで少女を自宅に保護し(マサイの父親が娘を取り返しに来る行動には想像を絶する恐怖がある)、携帯電話で連絡を取り合いながら、県子ども局などに連絡し、適切な対応を求めるのである。小学校は保護された少女を受け入れるだけではなく、そこで働く教師は助けを求める子どもにとって身近な信頼できる他人でもあるのである。

## 6. おわりに

初等教育の完全普及へ向けて国際的な支援が行われている。教育を提供する側だけの努力でこの目標が達成できるわけではない。子どもたちを取り巻く就学を困難にさせている要因を取り除くことに加え、各学校においてはそれぞれの置かれた環境に合致したインクルーシブな教育をめざすことが必要になる。本研究では、有害な文化的

慣習に向き合いつつ就学する少女を事例として、彼女たちの就学に対する意味や意識に注目しながら、子どもと学校のかかわりについて分析してきた。

継続的な就学を可能にするものは、①少女自身の強い意志と努力、②少女の就学を支援する外部者による行動、③少女自身による文化的慣習の相対化、が鍵としてあり、この三者は有機的に影響を及ぼしあっている。例えば、少女による自文化を相対化する機会を提供したのは外部者である NGO/CBO、学校や教会の関係者であり、その機会を捉えたのは彼女自身の堅固な意志である。

しかし、就学がどれくらい彼女たちの自己実現や生活改善につながっているかの点については、個人を経年的にトレースしていないため、研究上の限界がある。グループインタビューをフォローアップするような個別インタビューを行えば、もっと豊かな内容や背景を聞くことができたであろう。また、インタビューした少女は、保護施設に入所する前に、すでに2～4年の小学校教育を受けており、だからこそ自己判断が可能であったとするのが自然で、学齢期にあるにもかかわらず不就学の少女の場合、そもそも就学を選択する機会も与えられず、今回のインタビュー結果のような内容は聞きとれなかったかもしれない。

就学することの価値は、子どもたち一人ひとりの置かれている状況、環境によって異なり、子どもと学校とのかかわりは、単に教えられ、学ぶだけではなく、学校に通うことそのものに学習以外の価値があるのだろう。伝統的社会と近代的な学校教育の間で生じる摩擦の矢面に立ちつつ、少女たちは力強くかつ朗らかに、しっかりと生きようとしている。教育という国家システムの中で、子どもたちが抱える困難がどのようなものであるのか、伝統文化や社会環境に就学の機会を左右される子どもの視点から、今後とも学校の意味や価値を見つめ直

す作業が大切になる。

## 参考文献

- 黒田一雄 (2010) 「サブサハラアフリカにおけるインクルーシブ教育の可能性に関する予備的考察」『アフリカ教育研究』1号、52-59頁。
- 澤村信英・伊元智恵子 (2009) 「ケニア農村部における小学校就学の実態と意味－生徒、教師、保護者へのインタビューを通して－」『国際教育協力論集』12巻2号、119-128頁。
- 高橋真央 (2003) 「ケニア－伝統社会における近代的学校教育の意味－」澤村信英編『アフリカの開発と教育－人間の安全保障をめざす国際教育協力－』明石書店、288-296頁。
- Holland, K. (1996). *The Maasai on the Horns of a Dilemma: Development and Education*. Nairobi: Gideon S. Were Press.
- KNBS & ICF Macro (2010). *Kenya Demographic and Health Survey 2008-09*. Calverton, Maryland: Kenya National Bureau of Statistics (KNBS) and ICF Macro.
- Ministry of Education (2009). *Education Statistical Booklet 2003-2007*. Nairobi: MOE.
- Ministry of Education, Science and Technology (2002). *Primary Education Syllabus Volume Two*. Nairobi: Kenya Institute of Education.
- Office of the Prime Minister and Ministry of State for Planning, National Development and Vision 2030 (2009). *Narok North District Development Plan 2008-2012*. Nairobi: Government Printer.
- Republic of Kenya (2001). *The Children Act: Kenya Gazette Supplement No. 95*. Nairobi: Government Printer.
- Republic of Kenya (2007). *Kenya Vision 2030 (Summary)*. Nairobi: Government Printer.
- Republic of Kenya (2010). *The Constitution of Kenya: Kenya Gazette Supplement No. 55*. Nairobi: Government Printer.
- Ruto, S. J., Chege, F. N. & Wawire, V. K. (2009). *Kenya's HIV/AIDS Education Sector Policy*:

- Implications for Orphaned and Vulnerable Children and the Teaching of HIV/AIDS Education. *Journal of International Cooperation in Education*, 12(1), 127-142.
- Saitoti, T. O. & Bechwith, C. (1988). *Maasai*. London: Elm Tree Books.
- Sawamura, N. & Sifuna, D. (2008). Universalizing Primary Education in Kenya: Is it Beneficial and Sustainable. *Journal of International Cooperation in Education*, 11(3), 103-118.
- Shorter, A. & Onyavcha, E. (1999). *Street Children in Africa: A Nairobi Case Study*. Nairobi: Paulines Publications Africa.
- Spencer, P. (1993). Becoming Maasai, Being in Time. In T. Spear & R. Waller (Eds.), *Being Maasai: Ethnicity & Identity in East Africa* (pp.140-156). Oxford: James Currey.
- Suda, C. (1997). Street Children in Nairobi and the African Cultural Ideology of Kin-Based Support System: Change and Challenge. *Child Abuse Review*, 6(3), 199-217.
- UNESCO (2010). *EFA Global Monitoring Report 2010: Reaching the Marginalized*. Oxford: Oxford University Press.